カスハラ対策セミナー

従業員を守り、安心して働ける職場へ

2026年10月から、カスハラ対策は事業主の義務です。



1. なぜカスハラ対策が必要か？
2. カスハラ対策義務化とは？
3. カスハラの判断基準
4. カスハラ対策の内容について

日時	2026年12月9日（水）13:30～15:30
会場	高山北商工会 2階会議室
講師	ぎふ働き方改革推進支援センター　社会保険労務士 今井正幸氏
申込期限	2026年12月1日（火）

ご記入後、このチラシを切り取らずにFAXでお送りください。

FAX 0577-72-4130

高山北商工会 国府本所 行

事業者名	
氏名	
電話番号	